（更生保護法の一部改正）

第八十九条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条」を「第九十六条の二」に改める。

第四条第二項第二号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

第七十三条第六項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十二条中「行政不服審査法による」を削る。

第九十三条第二項中「の正本を審査会に、副本を」を「を審査会及び」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十八条」に改める。

第九十四条中「第三十四条第三項」を「第二十五条第三項」に、「うえ」を「上」に改める。

第九十五条中「を受理した日」を「がされた日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）」に改める。

第七章第二節中第九十六条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法の特例）

第九十六条の二　この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十五条第一項の規定により同法第四章の規定を適用しないこととされた同法第二条第三項に規定する保有個人情報が記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「を求める」と、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、「又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「を求める」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2　第五十二条第一項、第四項又は第五項の規定による保護観察所の長の処分についての審査請求については、行政不服審査法第二章第四節の規定は、適用しない。

第九十条　刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中更生保護法第八十六条第三項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第九十六条の二第二項中「第五十二条第一項、第四項又は第五項」を「第五十二条第一項、第五項又は第六項」に改める。

第六章　外務省関係

（外務公務員法の一部改正）

第九十一条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の前の見出しを「（懲戒処分についての審査請求）」に改め、同条第一項中「き損した」を「毀損した」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十条第一項中「不服申立てを受理した」を「審査請求がされた」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第二十一条中「除く外」を「除くほか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十二条の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第七章　財務省関係

（相続税法の一部改正）

第九十二条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項ただし書中「所轄税務署長が」を「所轄税務署長又は国税局長が」に、「不服申立て」を「再調査の請求」に改める。

（税理士法の一部改正）

第九十三条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に、「及び不服申立て」を「及び審査請求」に改める。

第二十四条の二第一項中「行政不服審査法の定めるところにより」を削り、「なんら」を「何ら」に改め、「前項の」を削り、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項又は第二項の場合において、国税庁長官は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本税理士会連合会の上級行政庁とみなす。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十五条第三項中「地方公共団体の長」を「行政不服審査法第九条第一項の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第四十七条第四項に後段として次のように加える。

当該懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第四十六条第一項の規定により裁決をしようとするときも、同様とする。

（連合国財産補償法の一部改正）

第九十四条　連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項本文」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削る。

（関税法の一部改正）

第九十五条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の見出し及び同条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十条　削除

（とん税法の一部改正）

第九十六条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八十九条から第九十一条まで（不服申立て）」を「第八十九条（再調査の請求）及び第九十一条（審議会等への諮問）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九十七条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

4　審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第百六条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第百七条中「第二十七条」を「第三十四条」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。